

2025年度第1回愛知県医療審議会医療体制部会 議事録

○開催日時 2025年9月1日（月） 午後2時30分から午後4時まで

○開催場所 愛知県議会議事堂5階 大会議室

○出席委員

池山委員（一般社団法人愛知県歯科医師会会長）、今村委員（一般社団法人愛知県医療法人協会会長）、勝野委員（名古屋大学医学部長）、小澤委員（愛知県国民健康保険団体連合会専務理事）、佐藤委員（一般社団法人愛知県病院協会会長）、谷口委員（愛知県公立病院会会長）、柵木委員（公益社団法人愛知県医師会会長）、三浦委員（公益社団法人愛知県看護協会会長）、宮川委員（健康保険組合連合会愛知連合会会長）（敬称略）

<議事録>

●開会

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 井城課長補佐）

定刻になりましたので、ただ今から2025年度第1回愛知県医療審議会医療体制部会を開催いたします。開会にあたりまして、保健医療局長谷川局長から御挨拶を申し上げます。

●局長あいさつ

（愛知県保健医療局 長谷川局長）

保健医療局長の長谷川でございます。

本日は大変お忙しい中、また、お暑い中、2025年度第1回愛知県医療審議会医療体制部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の保健医療行政に格別の御理解、御尽力を賜っておりますことをこの場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

本日の議題は、「地域医療介護総合確保基金を活用する県計画の策定及び事後評価に対する意見の決定」の1件でございます。

限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりまして私からの御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●出席者紹介

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 井城課長補佐）

はじめに、新たに委員に御就任いただきました3名について、御紹介をさせていただきます。

一般社団法人愛知県歯科医師会会長 池山正仁委員、名古屋大学医学部長 勝野雅央委員、一般社団法人愛知県薬剤師会会長 川邊祐子委員でございます。

なお、川邊祐子委員、中島裕子委員におかれましては、所要により、本日は御欠席との連絡をいただいております。

次に、本日御出席の委員の御紹介でございますが、時間の都合がございますので、お手元の委員名簿及び配席図により、御紹介に代えさせていただきたいと思っております。

●定数・資料の確認

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 井城課長補佐)

次に、定足数ですが、この審議会の委員数は11名で、定足数は過半数の6名です。現在9名の御出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立しております。また、本日は傍聴者が3名いらっしゃいますので、御報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。

【次第「配付資料一覧」により資料確認】

それでは、これから議事に入りたいと思いますが、以後の進行は柵木部会長にお願いいたします。

●部会長あいさつ

(柵木部会長)

医療体制部会会長の柵木でございます。

本日の議題は、「地域医療介護総合確保基金を活用する県計画の策定及び事後評価に対する意見の決定」の1件でございます。

皆様からの御意見をいただいて、円滑な審議に努めて参りたいと思っておりますので、御協力のほどお願いを申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

それでは、議事に移る前に、本日の会議の公開・非公開について事務局からの説明を求めます。

事務局お願いします。

●公開・非公開

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 井城課長補佐)

報告事項(1)「令和7年度の病床整備について」及び報告事項(2)「医療施設等経営強化緊急支援事業(病床数適正化支援事業)について」は、事業活動情報に該当する発言が出てくる可能性がありますので、「愛知県医療審議会運営要領」第3の1項に基づき、非公開とし、それ以外は公開とさせていただきたいと思っております。

●議事録署名人の指名

(柵木部会長)

それでは、報告事項(1)及び(2)については、非公開とし、その他は公開としますので、よろしくお願いします。

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。署名者は「愛知県医療審議会運営要領」第4に基づき、部会長が2名を指名することとなっております。

本日は、三浦委員と佐藤委員にお願いしたいと思います。

【三浦委員、佐藤委員承諾】

●議題

(柵木部会長)

よろしくお願いします。

それでは本日の議題に入りたいと思います。

議題(1)「地域医療介護総合確保基金を活用する県計画の策定及び事後評価に対する意見の決定」について、事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

愛知県保健医療局健康医務部医療計画課の森と申します。

議題「地域医療介護総合確保基金を活用する県計画の策定及び事後評価に対する意見の決定」につきまして御説明をさせていただきます。失礼ですが、着座にて御説明させていただきます。

お手元の資料1-1「地域医療介護総合確保基金を活用する県計画について」を御覧ください。

「1 制度の概要」でございますが、団塊の世代の方々が75歳以上となる令和7年に向け、医療介護サービスの提供体制の改革を推進するため、平成26年度から消費税増収分を財源として活用した財政支援制度、地域医療介護総合確保基金が国において創設され、本県では、平成26年12月に基金を設置いたしました。県におきましては、この基金の活用に向け策定いたしました計画に基づき事業を実施しておりますが、毎年、当該年度の県計画の設定と、前年度事業の事後評価につきまして、本部会から意見をいただくこととしておりますことから、今年度の計画と、昨年度の事業実施状況につきまして、お諮りするものでございます。

「3 令和6年度県計画の概要」を御覧ください。

計画額は48億9,908万6千円でございます。

右ページ、「4 令和7年度県計画案の概要」を御覧ください。

計画額は、58億2,878万7千円で対前年度119%となっておりますが、これは主にアの「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」や、イの「地域医療構想の達成に向けた病床数、または病床の機能の変更に関する事業」の増によるものでございます。

各事業の詳細につきましては、後程御説明をさせていただきますが、令和7年度の各事業費は、ア「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」といたしまして20億3,972万8千円、イ「地域医療構想の達成に向けた病床数、または病床の機能変更に関する事業」といたしまして、9億5,281万2千

円、ウ「居宅等における医療の提供に関する事業」といたしまして、5,885万4千円、エ「医療従事者の確保に関する事業」といたしまして、17億3,306万円、最後、オ「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」といたしまして、10億4,433万3千円でございます。

資料1-2「令和6年度実施事業一覧（事後評価総括表）」を御覧ください。

こちらは前年度実施事業の事後評価についてお諮りするものでございます。

昨年度の事業は、新規積立金に加え、過去に積み立てた基金の残額を一部活用して実施しました。

1 ページ目の事業区分1-1「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」の2番「回復期病床整備事業」でございます。回復期病床を431床整備することを指標としておりましたが、110床の整備でございました。

2 ページを御覧ください。事業区分2「居宅等における医療の提供に関する事業」の11番「在宅療養者歯科口腔保健推進設備整備事業」でございます。在宅で療養するものの口腔ケアに必要な医療機器等の整備を32医療機関で実施することを指標としておりましたが19カ所に助成しました。

3 ページを御覧ください。事業区分4「医療従事者の確保に関する事業」の30番「ナースセンター事業」でございます。ナースセンターを利用して1,250人就職することを指標としておりましたが、センターを利用して就職した方は1,129人でした。

4 ページを御覧ください。事業区分6「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の43番「地域医療勤務環境改善体制整備事業」でございます。医療機関が実施する医師の労働時間短縮に向けた取組に助成を行う事業で、30カ所以上の医療機関への助成を指標としておりましたが、5カ所の医療機関へ助成を行いました。

資料1-3「令和7年度県計画事業一覧」を御覧ください。

令和7年度の計画額58億2,878万7千円のうち主な事業につきまして御説明いたします。

事業区分1-1「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業」でございます。

一番上の事業番号1番「回復期病床整備事業」でございます。回復期病床の新設、転換をするために必要となる施設、設備整備に対し助成するもので、令和7年度事業費は527床分について、過去に積み立てた基金の残額を活用して実施いたします。

2 ページを御覧ください。事業区分2「居宅等における医療の提供に関する事業」でございます。

事業番号14番「訪問看護推進事業」でございます。訪問看護総合支援センターにおいて、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための研修等を実施し、看護経験の豊富なプラチナナースの派遣支援に対する経費を助成する事業でございます。

3 ページを御覧ください。事業区分3「医療従事者の確保に関する事業」でござ

います。

事業番号 29 番「病院内保育所運営助成事業」でございます。
病院の設置する保育施設への補助を行い、看護職員等の離職防止及び再就職を支援する事業でございます。

1 つ下、事業番号 30 番「新人看護職員研修事業」でございます。
新人看護職員研修ガイドラインに示された項目に沿って病院等が実施する新人看護職員研修に対し助成し、また、看護職員に対する施設内教育の支援、再就業希望者のための実務研修会などを委託する事業でございます。

4 ページを御覧ください。事業区分 4、事業番号 43 番「地域医療勤務環境改善体制整備事業」でございます。

本区分は、医師の働き方改革を進めていくため、勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業でございます。

以上、簡単ではございますが、地域医療介護総合確保基金を活用する県計画の策定などにつきまして御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(柵木部会長)

本日の議題の県計画の策定及び事後評価に対する意見ですけれども、何か御意見等はございますでしょうか。

(佐藤委員)

病院協会の佐藤でございます。

令和 7 年度の計画額は令和 6 年度から約 10 億円の増加となっておりますが、令和 6 年度の事業がほぼ達成できているので、さらなる増ということになるのでしょうか。

また、令和 6 年度に計画を達成できなかった事業もあるようですが、そういったところは、我々がもっとアナウンスして応募を増やさなければいけなかったということでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

昨年度よりも計画額が増えておりますのは、資料 1-1 の右側の「4 令和 7 年度県計画（案）の概要」というところでございますが、主にアの地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、それから、イの地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業、この 2 つが主に増加をしておりますので、昨年度に比べまして、基金の額が増えているという状況でございます。

また、事後評価につきましては、事業によっては、一部目標達成できていないという項目もございますので、そちらにつきましては引き続き、目標達成に向けて努めていきたいと考えております。

以上でございます。

(柵木部会長)

未執行の予算については、基金に積み上げていくことになるのでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

過年度に積み立てた基金につきましては、残額が生じておりますので、その残額は、新しい計画で活用できるものは活用していくということでございまして、今のところ国の方から返還するというような指示はございませんので、基金の方に積み立てている状況でございます。

(柵木部会長)

予算の残額が積み上がっていれば、次の計画では新規積立をせずにその残額を使うという方式でやっていると理解してよろしいでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

事業区分によって基金の残額が多いものとそうでないものがありますが、一部、区分が決められておりまして、その区分でしか活用できない基金の残額もございしますので、そういったものはその区分の中で、基金の残額をできる限り活用させていただいて、足りないものにつきましては国に対して新規積立を要求するという状況でございます。

(柵木部会長)

予算と齟齬がある場合には以上のような措置をして活用するというところでございますが、何か御意見等ございますか。

回復期病床整備事業について、せっかく基金を用意して、結構な予算が出るということですがけれども、当局の予測通りにこれが進捗しているかどうか、いかがでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

主に回復期病床の整備や、回復期病床に転換するための費用ということで、計画をしている枠がありますが、昨今、工事費等の高騰によりまして、一部工事の延期や見直しがあったということも聞いておりまして、そういった理由で基金事業の執行ができていないものがあると思っております。

(柵木部会長)

資料１－２を見ると、区分Ⅰ－１の病床関係の補助金について、431床の整備を指標としていたところが110床となっていたり、或いは病床整備数178床を指標とし

ていたところが15床となっていて、大きく差があるようですけれども、これもなかなか予測が難しいということですね。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

事業計画につきましては、あらかじめ事業の希望があるかということを事前に意向調査をしております。その意向調査に基づいて、基金を用意させていただいてありますが、その後、一部執行できないといったことで取り止めになる事業者があるという状況でございます。

(柵木会長)

他はどうですか。よろしいですか。

(今村委員)

すごく基本的なことを教えていただきたいのですが、実際、結構な執行残が積み上がっているということですが、例えば追加で年度の途中に募集をするといったことは可能なものなのでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

年度途中であっても、可能でございます。

取り下げが出て事業費に余裕が出た場合には、そういったところも再活用していくということになっております。

(今村委員)

それは、いつまで、例えば年度途中だと何月までに言わなければいけないなどはあるのでしょうか。

随時御相談すればよろしいのでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

できましたらそういった計画がもしありましたら早めにご相談をいただければ、その年度に対応可能であれば対応させていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

(柵木部会長)

いかがでしょうか。

他に御意見等ございませんでしょうか。

なければ、事務局案のとおりとするということでよろしいでしょうか。

【意見なし】

(柵木部会長)

それでは、この通りにさせていただきます。

(柵木部会長)

それでは唯一の決定事項が終了しましたので、報告事項に移りたいと思います。

報告事項（１）及び（２）は非公開となりますので、傍聴者の方は事務局の誘導に従って退室をお願いします。

【傍聴者退室】

【以下非公開】

【以下公開】

【傍聴者入室】

(柵木部会長)

それでは、ここからは公開とします。

続きまして、報告事項（３）「地域医療構想推進委員会の取組について」及び（４）「愛知県地域保健医療計画別表の更新について」、事務局から一括して説明をお願いします。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 井城課長補佐)

医療計画課の井城と申します。

報告事項（３）地域医療構想推進委員会の取組について御説明させていただきます。

着座にて失礼します。

資料４を御覧ください。

「１ 推進区域の設定及び区域対応方針の策定について」、「(1) 概要」でございます。昨年度、国は、地域医療構想の更なる推進が図られるよう、医療提供体制上の課題や、重点的な支援の必要性があると考えられる区域を、推進区域として、都道府県当たり１か所から２か所設定し、課題解決に向けた具体的な取組内容を含む区域対応方針を策定することとしました。

「(2) 本県の推進区域」でございますが、東三河北部構想区域が国から推進区域として設定されております。

「(3) 設定理由」でございますが、東三河北部構想区域は、人口減少が進むことが見込まれ、また、当該構想区域内の約６割の入院患者が、隣接する構想区域に流

出するなど、入院に係る医療を提供する一体の構想区域として、医療提供体制上に課題があることから隣接する構想区域を含め、医療連携体制を構築するなど、課題解決に向けた取り組みが必要であることが設定理由となっております。

「(4) 区域対応方針の策定」でございますが、令和6年9月5日に開催された東三河北部構想区域地域医療構想推進委員会において、区域対応方針を協議の上、策定いたしました。今後は、本方針に基づき、入院患者の流出先である東三河南部構想区域との合同会議において、東三河地域全体での医療連携体制の構築を図っていくこととしております。

「2 個別の医療機関のプランに関する協議」でございます。「地域医療構想の進め方」につきまして、国は2025年に向けた個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定を求めています。本県では、公立病院を除きます公的医療機関は、公的医療機関等2025プランを具体的対応方針として策定、民間医療機関につきましては、病床機能等に変更がある場合のみ、公的医療機関等2025プランに準じたプランを具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想推進委員会で協議することとしております。

令和6年度の各構想区域の主な議題等でございますが、名古屋・尾張中部構想区域におきましては、名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院につきまして、名古屋市立大学病院、東部医療センター、西部医療センターから合計45床を病床移動させ、増床する病床機能は回復期とすることについて協議を行い、了承されております。

また、東三河南部構想区域におきましては、医療法人社団三遠メディエイツの運営する豊橋メイッククリニックの12床（急性期）を、同一法人の国府病院へ移動し、病床機能を慢性期へ転換することについて協議を行い、了承されております。

「3 具体的対応方針の決定状況」でございます。令和4年3月の国通知により、公立・公的病院、民間医療機関の具体的対応方針につきまして、地域医療構想推進委員会での策定等検討状況を国に報告するとともに、県において公表することとされております。病床を有します公立公的医療機関につきましては、県内にございます65全ての医療機関におきまして、具体的対応方針は合意・検証済みとなっております。病床を有します民間医療機関の具体的対応方針の策定、検証状況につきましても、県内にございます、全ての医療機関におきまして具体的対応方針は合意・検証済みとなっております。

「4 紹介受診重点医療機関に関する協議」でございます。外来機能の明確化、連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、外来機能報告データをもとに、地域医療構想推進委員会で協議の上、紹介受診重点医療機関として公表しています。本県の紹介受診重点医療機関は一覧にございますとおり、各構想区域地域医療構想推進委員会における協議の結果、全ての構想区域に設置されており、令和7年4月1日現在で、県内45医療機関が紹介受診重点医療機関となっております。

続きまして、報告事項(4)「愛知県地域保健医療計画別表の更新について」でご

ございます。資料5「愛知県地域保健医療計画別表（更新）」を御覧ください。

愛知県地域保健医療計画では、5疾病6事業及び在宅医療等の機能を担っていた医療機関につきまして、県で定めております基準に合致していることを確認した上で、別表に記載することとしております。

本日の資料では、昨年度3月の第3回本部会で御報告させていただきました内容から、新たに更新を行った箇所を網かけでお示ししております。時間の都合もございますので、主な更新内容の概要を説明させていただきます。

資料1 ページから8 ページにかけて記載しております、がん、脳卒中及び心血管疾患の各体系図に記載されている医療機関名につきまして、それぞれ注釈に記載がございますが、本県の医療情報ネットの令和6年度調査結果等に基づきまして、追加削除を行っております。資料9 ページから25 ページにかけては、精神科救急、救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療、周産期医療、小児救急医療などにつきまして、各体系図に記載されている医療機関名が記載されており、変更箇所を網かけとしております。資料の26 ページ以降につきましても同様に、各項目につきまして更新がされております。

報告事項（3）及び（4）の説明につきましては以上でございます。

（柵木部会長）

ただいまの事務局からの報告に対して何か御質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

資料4「地域医療構想委員会の取組について」の中の「2 個別の医療機関のプランに関する協議」の2つの医療機関について、1番目はこの医療体制部会に上がってきたと思いますが、2番目は上がってきたでしょうか。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長）

2つ目につきましては、東三河南部の地域医療構想推進委員会の方で協議を行われまして、その結果を本日、この医療体制部会で御報告をするものでございます。

（柵木部会長）

初めて上がってきたとするならば、これは報告事項ではなくて協議事項になるのではないのでしょうか。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長）

病床の許可等につきましては病院開設等許可事務取扱要領により行うことになっておりますが、今回のこのケースにつきましては、同一の法人の中での病床の移動ということで、この取扱要領の適用除外になるということでございまして、地域医療構想推進委員会において、協議をさせていただきまして、その結果につきまして医療体制部会に報告をさせていただくという流れになっております。

(柵木部会長)

同一法人の中での病床移動の場合だと適用除外になるという内規があるということですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

病院開設等許可事務取扱要領によりますと、開設者が同じである病院又は診療所において病床が移動する場合につきましては、地域医療構想推進委員会の合意を受けたものについては、この取扱要領の適用除外となると定められております。

(柵木部会長)

それはいつ決められたのでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

令和4年10月の令和4年度第2回医療体制部会で御審議を賜りまして、了承いただいたというものでございます。

(柵木部会長)

同一法人が当然、病院、有床診療所を開設することはあるんですが、病院が有床診療所の病床を吸収して、病床を増やしたというケースを私は知らないんですね。

そして、先ほどの令和4年に取扱要領をこの医療体制部会で変えることを承認したということですがけれども、いくら同一法人でも、有床診療所の病床を吸収して増床したケースというのは、今までありましたかね。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

我々が知る範囲で申し訳ございませんが、過去にも1つあったと記憶しております。

(柵木部会長)

もし分かれば具体的な事例を、御披露いただきたいと思いますがいかがですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

ただいまの場が公開の場になっておりますので、あまり詳細なことをこの場で申し上げることがなかなか難しいですけれども。

(柵木部会長)

同一法人の場合、おそらく同じ医療圏内ということだと思いますが、有床診療所の病床を吸収して病院病床を増床する事例を適用除外にするというのを、私は当時、

医療体制部会の部会長だったと思いますが、医療体制部会場で了承した記憶はないということをまず申し上げておきたいと思います。

当然、要領改正について、医療体制部会での了承があって初めて、地域医療構想推進委員会で合意を得られたものはそこで適用除外とするということにされたと思いますが、また事実関係を改めてはっきりとお示しいただきたいと思います。

その上で、これがもし私の記憶違いだということで、了承されたということであれば、今後、同じ医療圏で同一法人の有床診療所からの病床移動によって病院病床を増床する場合については、地域医療構想推進委員会の同意を得れば、医療体制部会では報告事項になるということのを了承せざるを得ないと思います。

仮に医療体制部会場で了承されていないということであれば、このケースの場合は、地域医療構想推進委員会場で了承されたとしても、医療体制部会場でどうするかという審議が改めて必要になる可能性はあるということ、事務局としては御了承をいただきたいと思います。

(佐藤委員)

柵木部会長の仰るとおりで、最近は法人といっても、医療法人ではなくて一般社団法人や株式会社が、M&Aをして、まず法人を一本化して中身を変えるという事例があります。

実は、以前の名古屋東部の協議会で、有床診療所を2つ3つ併せて50床の病院作ろうという計画の相談がありましたが、法人名が出てこないもので、はっきり議論ができないことがありました。

その協議会では、法人を一本化することだけが議論になりましたが、実は内々でいろいろ調べたりすると、まずは一本化しておいて、1法人にしてその中で、場所を変えて、機能も変えていくというようなことが分かり、それはちょっとおかしいのではないかとということで返したこともあります。

そういうことがこの場で議論せずに決まってしまうというのはどうかと思います。

(柵木部会長)

私の記憶違いということももちろんありますので、この場で声高にするつもりはございませんが、こういう発想を私はずっと持っておりましたので、同一法人であれば地域医療構想推進委員会で決めたことはもう医療体制部会で議論する必要はないということ、安易に了承することは自分自身としては有り得ないなと思っておりますが、事務局がこの場で了承したと仰いますので、後で、本当にそういう事実があったのか、確認させていただきたいと思います。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

病院開設等許可事務取扱要領につきましては、先ほど改定を部会の方で御了承い

ただいたと御説明をさせていただいております、この事実についてはまた後程、部会長の方に御報告をさせていただきたいと考えております。

(今村委員)

佐藤先生が仰ったように令和4年の時と今では、全然医療法人も状況が変わっておりまして、株式会社がどんどん入って全国化してきて、医療圏どころか県も跨ぐことが増えてきています。時代も変わったということで、仮に実際に議事として残っていて事実であったとしても、時代に合わせてやはり今後はこの医療体制部会で議論すべきということで修正や改定をすることはできないのでしょうか。

(柵木部会長)

それはもちろん県の裁量でできると思います。

同一法人で病院の買収や複数の病院の経営を一本にするということは、前からあったんですよね。

しかし、有床診療所の病床を吸収して病院の病床を増床するというのは、先ほど申し上げましたように、私の知る範囲ではないと思っております。

委員の皆さんは変わっていきますので、事務局がきちんと記録として残しておくわけですから、それをここで、そんなことはないはずだと言って抗弁することはできませんので、また後程確認をして、その上でもし仮に、その部分が抜けたような格好でこの部会の場で認めたということであれば、また後日、この部会の場に案件を提示して、それに対してこれは認めるか認めるべきでないかということを議論することは差し障りないだろうと思っております。

(長谷川保健医療局長)

部会長にも御理解いただいておりますけども、ここの場で、当時、「その他の必要な文言修正等」として変更があるというような説明はさせていただいております。

しかし、今、委員の先生からも、時代が変わってきていろいろ協議することが出てきているのではないかというお話をいただいておりますので、今回は、地域医療構想推進委員会において認められておりまして、要領に沿っているところではありますが、今後においては決め方等をまた議論して考えさせていただくということはあると思います。

(柵木部会長)

いずれにせよ、地域医療構想推進委員会に委ねることをこの場で認めたかどうか、その事実関係を一度また事務局ときちんと話しますが、もし仮に認めてしまったということが事実であれば、改めて、また部会で認める事項に変えることについても検討していきたいと思います。

(柵木部会長)

他によろしいでしょうか。

それでは、最後の報告事項(5)「地域医療連携推進法人尾三会の運営状況について」、事務局から説明をお願いします。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 関谷課長補佐)

医務課の関谷と申します。

報告事項(5)「地域医療連携推進法人尾三会の運営状況について」御説明いたします。失礼ながら着座にて御説明させていただきます。

まず、資料でございますが、資料6-1から6-3まで計6枚になりますが、時間の都合もございますので、概要をまとめました資料6-1を使って説明させていただきます。

最初に、報告の趣旨でございますが、資料6-1左下の四角囲み「平成29年3月29日愛知県医療審議会医療体制部会における地域医療連携推進法人の認定及び代表理事の選定の認可に対する付帯決議文」を御覧ください。

これは、当時、地域医療連携推進法人尾三会の認定に係る医療体制部会の審議におきまして、法人の業務範囲が複数の地域医療構想区域に渡ることから、法人の業務と地域医療構想の整合を図るよう、認定にあたって、付帯決議文として付されたものでございます。付帯決議文の1番下「法人運営がその理念通り適切に運営されている状況について、愛知県医療審議会医療体制部会に、毎年報告すること。」とされており、毎年度、報告させていただいております。

それでは、資料6-1に沿って説明させていただきます。左側、「1. 地域医療連携推進法人について」でございますが、地域医療連携推進法人とは、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、複数の医療法人や社会福祉法人等が参加し、医療連携推進方針を定め、医療連携推進業務を行う法人でございます、都道府県知事が認定しております。

最近の法改正でございますが、従来は法人のみ参加可能でしたが、昨年4月から、個人立の医療機関の参加を可能とするなどの改正がございました。

次に、(2)本県の認定状況ですが、繰り返しになりますが、平成29年4月2日に尾三会1法人が認定されております。

医療連携推進方針は、資料6-2のとおりでございますが、説明は割愛させていただきます。

次に、資料右側「2. 運営状況の概要」を御覧ください。

(1)医療連携推進区域については、14市町、地域医療構想区域では7区域となっております。(2)参加法人等は33施設であり、前年度に比べ、いずれも増減はございません。

(3)地域医療連携業務に係る取組状況については、詳細は、資料6-3のとおりでございますが、いずれも、業務の共同化や連携を行うものであり、認定の際に

付されました付帯決議に記載のとおり、それぞれの構想区域関係者の取組内容を十分に理解、尊重して実施されており、地域医療構想と不整合な取組はないと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

(柵木部会長)

これは特に変化なしということでよろしいと思います。

それでは本日の議題及び報告事項は全て終了しましたが、今までの議論を通して、御質問や御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

【意見なし】

(柵木部会長)

それでは、特にないようですので、最後に事務局から何かありますでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 田中主査)

報告事項ではございませんが、次第の「その他」としまして、「医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について」、御説明させていただきます。

失礼ですが着座にて説明させていただきます。

資料7-1を御覧ください。

「1 趣旨」でございますが、来年の2026年は医療計画の3年目にあたるため、中間見直しを行う予定としております。また、2040年に向けた次期地域医療構想についても策定を予定しております。

「2 中間見直し及び策定作業」でございます。

今後、提示される予定の医療計画の中間見直しを行うための医療計画作成指針、次期地域医療構想の策定を行うための地域医療構想策定ガイドライン等を踏まえて進めてまいります。

ガイドライン等については、国において検討が進められているところでございますが、現時点で判明している情報を基に、想定しております検討内容、協議体制、スケジュールを3から5に記載しております。

「3 検討内容」でございます。

「(1) 医療計画」につきましては、アとしまして、一般病床及び療養病床、精神病床、感染症病床、並びに結核病床の整備の基準となる「基準病床数」については、国において、地域医療構想における将来の病床の必要量との関係の整理が検討されていることなどを踏まえて、見直しを行いたいと考えております。

イとしまして、現行の医療計画に掲載しているデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」につきまして、見直しを行う

ことを考えております。

ウとしまして、本県が「介護保険事業支援計画」として策定しております「愛知県高齢者福祉保健医療計画」につきましても、医療計画の中間見直しと同時に見直しが行われますので、整合性を図りたいと考えております。

エとしまして、在宅医療対策、外来医療対策、医師確保対策につきましては、医療法において3年で見直しを行うこととされております。

なお、「外来医療計画」及び「医師確保計画」につきましては、医療計画の一部として策定しております。

オとしまして、政策的に関連が深く、医療計画に定める内容と重複する他の計画につきましても、医療計画の一部として、一体的に策定することを検討しております。

「(2) 地域医療構想」につきましては、アとしまして、現行の地域医療構想は、医療計画の一部として策定しておりますが、次期地域医療構想は医療計画の上位概念に位置付けられる予定となっております。

また、イとしまして、次期地域医療構想においては、現行の将来の病床数の必要量、病床の機能分化・連携の推進に関する取組等に加え、地域の医療提供体制全体の将来の方向性、将来の医療機関機能の確保のあり方等を定めることとなりますが、令和8年度については、まず、将来の方向性や将来の病床数の必要量の推計等を行う予定となっております。

「4 協議体制」でございます。

今回は医療計画の中間見直しと地域医療構想の策定の作業を同時に進めることとなりますので、図のような体制で協議を進めていくことをイメージしております。

まず、一番下になりますが、「地域医療構想・医療計画策定部会」を設置し、各圏域の地域医療構想及び医療計画圏域項目の最初の検討を行います。

次に、下から2番目になりますが、医療計画については圏域保健医療福祉推進会議、地域医療構想については地域医療構想推進委員会において協議を行います。

次に、下から3番目になりますが、本部会において、県単位の地域医療構想及び医療計画について御審議いただいた上で、医療審議会に諮る案を決定します。

最後に、一番上になりますが、医療審議会に諮問し、答申をいただくという流れでございます。

「5 今後のスケジュール」でございます。

こちらにもあくまでも現時点での想定でございますが、今年度中に地域医療構想策定ガイドライン等が示される予定ですので、まず、今年度の3月頃に、第2回目の本部会を開催し、医療計画及び地域医療構想の基本方針及び作成要領を御検討いただいた上で、医療審議会において決定することを考えております。この際、見直し・策定の諮問をいたします。

また、次期地域医療構想が、医療計画の上位概念になる予定のため、医療体制部会の所掌に地域医療構想を追加する運営要領の改正を行う必要があると考えており

ます。

令和８年度につきましては、５月から７月に素案検討、８月から１０月に試案検討を行い、１１月には原案を決定し、１２月に関係団体への意見照会及びパブリックコメントを実施することを考えております。

その結果を受けて、原案を修正し、令和９年２月に本部会で計画（案）を決定し、３月の医療審議会におきまして答申をいただき、策定を行います。

繰り返しとなりますが、今後、国の検討状況等を踏まえまして、改めて御相談させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、資料７－２につきましては、７月２４日に開催されました第１回目の国の検討会資料の抜粋でございます。

表面には、次期地域医療構想と医療計画の進め方が、裏面には、地域医療構想、医師偏在対策等に関する検討体制及び検討会スケジュールが記載されております。

簡単ではございますが、「医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について」の説明は以上でございます。

（柵木部会長）

ただいまの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。

（今村委員）

「３ 検討内容」の「(1) 医療計画」のアについて、来年度、病床整備の意向が出てくるといつまで耐えればいいのかというところがございますが、新しい基準病床数が出るのは、来年の何月ぐらいでしょうか。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長）

資料７－１の右側のスケジュールを御覧いただきますと、一番下の令和９年３月のところで、医療審議会の答申をいただくということになっておりますので、こちらで決定することになると思います。

（柵木部会長）

それは新しい基準病床数が、令和９年３月に出るということですか。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長）

医療計画の中間見直しになりますので、その中で基準病床数も見直しをすることになると思います。

（柵木部会長）

それまでは今までの基準病床数と必要病床数の考え方で、病床整備が行われるという理解でよろしいですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 森担当課長)

仰るとおりでございます。

地域医療構想については、本来であれば、2025年度までが現行の地域医療構想の期間でしたが、1年延長されておりました、2026年度までとなっております。

(今村委員)

令和8年度も病床を増やすかどうかという擦った揉んだがあるわけですね。

(柵木部会長)

とりあえず今年度は病床整備を受け付けていますが、来年度も受け付けるかどうかということは検討してみます。

(今村委員)

1年待たせるか2年待たせるかで大分状況は変わってくると思いますが、佐藤先生いかがでしょうか。

(佐藤委員)

今の基準病床は、明らかに間違って読み取る人がいます。今年度、いくつか病床整備の意向が出てきたところは協議会で何とか話し合いをしますが、急性期にしても包括期にしても、新たな地域医療構想ができるまでの2年間待ってくださいという議論ができるかどうか。なるべく早く基準病床だけでも指針が出るといいかなと思います。

(柵木部会長)

他によろしいでしょうか。

それでは事務局の方、他に何か連絡はございますか。

●事務連絡

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 井城課長補佐)

本日の会議録につきましては、後日、御発言いただきました方に内容を確認いただきました上で、会議冒頭で部会長が指名いたしましたお二人の署名人に御署名いただくこととしておりますので、事務局から依頼がありましたら御協力いただきますようお願いいたします。

なお、非公開の議題として、本日配布させていただきました資料2-2、資料3については、部会終了後に資料を回収させていただきますので、お帰りの際は、机の上に置いてお帰りください。

●閉会

(柵木部会長)

それでは、本日の医療体制部会はこれで終了します。ありがとうございました。